

内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室 任期付職員の募集について

内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用内容

- 職 名 : 内閣府事務官（係長級）
（大臣官房企画調整課情報化推進専門職併任大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室主査）
- 配 置 先 : 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室
- 募集人員 : 1 名
- 雇用期間 : 令和 7 年 10 月 1 日（予定）～令和 9 年 9 月 30 日（予定）
（採用日等は応相談。雇用期間は勤務の状況等を踏まえ、5 年を限度に延長もあり得ます。）

2. 職務内容

以下の業務及びその前提となる資料作成・調査等の業務

- （１） 内閣府の情報システムに係る予算要求及び予算執行の調整に関する業務
- （２） 内閣府の情報システムを活用した業務の見直しの企画・実施・評価等に関する業務
- （３） デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき策定される計画の策定及び推進に関する業務
- （４） その他上記業務のために必要なデジタル庁との調整に関する業務等

3. 応募条件

高校卒業又はこれと同等程度の学力を有すると認められる者で、以下の条件を満たす者

- （１） 情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、クラウド等）に関する専門的かつ技術的な知識を有し、情報システムの企画・開発業務、運用・保守業務の実務経験が通算して５年以上であること（国または地方公共団体における情報システムもしくはデジタルサービスに関する業務経験があることが望ましい）。
- （２） 情報システムに関して、内閣府職員、事業者及びデジタル庁等の関係省庁と円滑にコミュニケーションが取れるとともに、高度な調整事務を行うことができること。

4. 応募資格

次のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 38 条の規定により国家公務員になることができない者
- (3) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (6) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)。

5. 応募要領

(1) 提出書類

① 履歴書

- ・市販の用紙、又は、電子的に作成した印刷物も可。写真添付。日中連絡をとることが可能な電話番号、メールアドレス(保有している場合)を記載してください。
- ・高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記載してください。
(例：平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 (株)〇〇社〇〇部〇〇課勤務等)
- ・取得している資格や募集条件に合致する実績等があれば記載してください。

② 志望動機について記した小論文

- ・原則 A4 用紙縦に横書き。
- ・文字数は 2,000 字以内で作成してください。

③ 業務経歴書

- ・原則 A4 用紙縦に横書き。
- ・これまでに従事したことのある業務の内容を具体的に記述したもの。

④ 上記 3. 募集条件を満たしていることを客観的に評価できるもの(上記③によることも可)

(2) 提出方法

郵送による。

(直接の持込みは不可とします。なお、封筒の表面に赤色で「任期付職員応募書類在中」と記載してください。)

(3) 書類送付先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館
内閣府 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室 甲村、田村宛て

(4) 応募締切

令和 7 年 8 月 18 日(月) 必着

※ 応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接(二次選考)を行います。

（５）選考方法

一次選考 書類審査

二次選考 面接

※ 一次選考（書類審査）の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみ、二次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※ 応募書類は返却いたしません（責任廃棄）。

6. 勤務条件等

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）」に基づき採用します。勤務条件は、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）」及び「内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令（平成 13 年 1 月 6 日内閣府訓令第 30 号）」によります。

- 雇用形態： 任期付職員（常勤の国家公務員）
- 賃金形態： 月給制
- 勤務時間： 原則として 9 時 30 分～18 時 15 分
（昼休み 1 時間を含む。土・日・祝日、休日、年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。また、業務状況に応じて超過勤務（早出、残業、休日出勤）を命ずる場合あり。）
- 休 暇： 年次休暇 20 日
（年途中で新たに職員となった場合には、在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。その他に特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。）
- 勤 務 地： 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館
内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室

7. 給与

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）」等）により決定の上、支給します。

8. その他の留意事項

- （１）応募の秘密については厳守します。
- （２）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可。）。
- （３）採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- （４）採用後はマイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、カード取得の手続きをあらかじめしていただくこととなります（応募時においてカードは必要ありません。）。

9. 問い合わせ先

内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室（情報総括担当）

TEL：（代表）03-5253-2111（内線：37410、37411） 甲村、田村